

健康福祉委員会 令和5年9月19・20日
健康政策部 資料46番
所管 感染症対策課

インフルエンザ予防接種費用助成について

新型コロナウイルス感染症の5類移行後においても、引き続き、季節性インフルエンザとの同時流行が懸念され、発熱等、症状の類似する双方の感染症を念頭において医療機関では対応する必要がある。

そのため、区では令和5年10月1日から令和6年1月31日まで、以下の助成を実施し、医療機関の負担軽減を図る。

1 高齢者におけるインフルエンザ予防接種費用助成

定期接種の対象である65歳以上又は60歳以上65歳未満で心臓、腎臓、呼吸器の機能障害及びヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害で身体障害者手帳1級相当の障害を有する者を対象に、区が自己負担分を負担する。

【周知方法】対象者に予診票を個別送付、区報及び区ホームページへ掲載、区設掲示板、関係機関及び医療機関へポスター掲示

【自己負担】なし

2 小児におけるインフルエンザ予防接種費用助成

任意接種であるが、生後6か月以上15歳（中3相当）以下の者を対象に、区が1回あたり1,000円を負担する。

【周知方法】区報及び区ホームページへ掲載、区設掲示板、医療機関及び保育施設等へポスター掲示、子育て応援メールの活用

【助成回数】生後6か月以上13歳未満 2回

13歳以上15歳以下（中3相当） 1回